

# 2017年秋号 仙台市農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338

◆ホームページ(農林水産業ページ) <https://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>

◆Eメール [kei008110@city.sendai.jp](mailto:kei008110@city.sendai.jp) (農政企画課)



▲水稲の生育状況を確認する郡市長(左)

## 市長が水稲等の生育状況の視察を行いました

日照不足と低温による農作物への影響を把握するため、8月27日に郡市長が農業視察を行いました。泉区根白石地区のほ場で、仙台農業協同組合の菅野代表理事組合長や関係者から水稲や大豆の生育状況を聞き取りました。

8月下旬まで36日連続で降雨を観測するなど記録的な長雨の影響で、ほ場では褐変した水稲や葉が変色した大豆が確認されました。8月22日の就任後初の現地視察となった郡市長は「日照不足や低温が続き心配していた。県や関係機関と情報を共有し連携していきたい。」と話していました。

また、9月5日には二郷堀排水機場を含む東部地域の東日本大震災からの復旧状況の視察も行いました。

【農政企画課企画調整係

214・8265】

## 「せんだい次世代農業経営者育成ゼミ」を開講しています

市では今年度新たに、本市農業の次世代を担うプロの農業経営者を育成することを目的に、(公財)翠生農学振興会・東北大学大学院農学研究科に委託し、「せんだい次世代農業経営者育成ゼミ」を開講しています。



▲講義の様子(9月21日)

認定農業者である法人の代表者や部門責任者、新規就農者など意

欲あふれる10名の塾生を迎え、8月に開講式を行いました。

塾生からは、「若い世代がやってみたいと思える農業スタイルをつくり上げたい」「農業経営を学び実践したい」など参加への動機やゼミへの期待が寄せられました。今後2月まで東北大学青葉山新キャンパスを拠点に、全13回の講座・視察研修等を通じ、経営管理に関する知識・スキルの習得、人脈の構築を目指します。

【農業振興課担い手育成係

214・7327】

## 新たなほ場で稲刈りが行われました

仙台東地区では、ほ場整備により大区画化され、稲刈作業の効率も良くなった農地で水稲の収穫が行われました。

今年夏場の天候不順の影響が心配されましたが、生産者の日々の適切な管理もあり、地域のおいしい新米が食卓に届けられています。

同地区での大区画化工事は、現在約1,000haで施工中であり、平成30年度までの全事業区域での工事完了を目指し、東北農政局や関係機関とともに取り組みを進めていきます。

【農林土木課ほ場整備推進室

214・7328】

**第1回農商工連携マッチング交流会・講演会を開催しました**

7月24日に農商工連携マッチング交流会・講演会を開催しました。農林漁業者と商工業者との連携による付加価値の高い商品づくりや販路開拓を目的として毎年開催しているもので、出展社14社と35団体が参加しました。



▲交流会の様子

はじめに山形県鶴岡市のイタリア料理の店「アル・ケッチアーノ」オーナーシェフ奥田政行氏より「売れる商品を開発する為のレシピ」と題して講演をいただき、参加者からは「今後の加工品開発のヒントになった」等と反響がありました。その後の交流会では活気のある商談が行われました。

【公益財団法人

仙台市産業振興事業団

214-83335】

**「第3回地産地消・秋の大食欲まつり」を開催しました**

9月30日と10月1日の2日間、青葉区の勾当台公園で、「第3回地産地消・秋の大食欲まつり」(主催「地産地消・秋の大食欲まつり実行委員会」(仙台市、JA仙台、仙台放送))を開催しました。

仙台産今朝採り枝豆などの新鮮な野菜や加工品のほか、牡蠣やお肉など、県内の旬の味覚が大集合しました。期間中は秋晴れに恵まれ、2日間で約3万5千人の来場者で賑わいました。消費者と生産者が直接会話をすることで、仙台産の農産物をPRすることができました。



▲朝採り枝豆販売の様子

【農政企画課農食ビジネス推進室

214-8266】

**5年に一度の「和牛の祭典」が開催されました!**

全国和牛能力共進会は、全国から選抜された和牛が一堂に会し、その優秀性を競う全国大会です。第11回大会は9月7日から11日まで開催され、5日間で約41万7千人が和牛の祭典を楽しみました。



▲審査の様子

宮城県勢は、生後14〜17カ月未満の若雌の区において、初の首席を獲得するなど、9つの出品区のうち、8つの出品区で入賞し、道府県別の団体表彰でも過去最高の4位に輝きました。審査会場のほか、宮城県PRエリアなどにも多数の人が訪れ大いに盛り上がりました。

【農業振興課生産振興係

214-83335】

**仙台市からのお知らせ**

**特区制度を活用することで  
税制上の特例が受けられます**

「農と食のフロンティア推進特区」制度の指定を受けることにより、所得税や固定資産税等の税制上の特例措置を受けられます。

■対象者

仙台東部地区および四郎丸地区の農業振興地域内において、農業やその関連事業を行う事業者(ただし、一度指定を受けた事業者の再指定はできません)

■指定を受けられる期間

平成33年3月末まで(関係法令の改正により、当初期間より延長されています)

■活用できる税制上の特例

機械や装置、建物等を取得した場合、法人税・所得税の特例償却又は税制控除ができるほか、固定資産税が一定期間免除になります。

特区制度や指定手続きの詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

【農政企画課農食ビジネス推進室

214-8266】

### 仙台農業振興地域整備計画を見直します

市では、平成29年度から平成30年度にかけて、仙台農業振興地域整備計画の見直しを実施します。

■計画見直しに係る意見の募集  
計画見直しにあたり、これからの農業振興施策に関する意見を募集します。農地や水路の整備、ライスセンターやカントリエレベーター等の施設整備など、市の農業振興に関する取組についてご意見がある場合は、下記担当課までご連絡ください（意見様式等を送付いたします）。

### 農用地利用計画変更事前申出書の受付について

従来の事前申出受付期間である平成29年11月分については、受付期間を平成30年1月までとし、計画見直しの中で併せて検討することとなります（平成30年2月以降については、計画見直しが完了するまで事前申出書の受付を停止します）。事前申出書の提出を予定している場合、受付期間にご留意ください。なお、事前申出書を受付した場合でも、検討の結果、農業振興地域からの除外ができない場合があります（※）。

※農振法第10条により、10ha以上のまとまりを有する農用地や土地改良事業の対象地等は農用地区域に含まれることとされているため、事前申出書も提出されなくても見直しの対象にできない場合があります。

※事前申出は、農振法第13条第2項に規定する除外に関する5つの要件（①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと、②農地の集団化、農作業の効率化に支障を及ぼすおそれがないこと等）を全て満たす場合に限り、見直しの対象となります。

●受付締切  
平成30年1月31日（水）

●提出先 農政企画課  
【農政企画課企画調整係】  
214・8265

### 平成30年産以降の米政策改革への対応方針について

平成30年産米から、国による「生産数量目標」の配分が廃止されます。

しかし、米の国内消費量は、毎年8万トンずつ減少していることから、米価下落を避けるため、宮城県農業再生協議会では、数量配分に代わり、当面の間、主食用米の「生産の目安」を設定し、地域の協議会を通じて、皆様に提示することとなりました。

平成29年までと、平成30年以降の主な内容を次表にまとめましたので、参考にしてください。

	平成29年産まで	平成30年産から
米の生産数量目標の配分	行政による配分	廃止 ただし、当面の間「生産の目安」を提示
米の直接支払交付金	主食用米の作付けに対し7,500円/10aを交付	廃止
水田活用の直接支払交付金（産地交付金含む）	水田のフル活用を進めるため、大豆・麦・飼料作物等の生産に交付	継続
ナラシ対策（収入減少影響緩和対策）	担い手の経営安定を図るため、セーフティネットとして実施	継続

農業所得の維持向上のためには、水田をフル活用し、これまで産地化を図ってきた、大豆・麦・飼料用米や収益性の高い野菜等の作付けを実施しながら、需要に応じた計画的な米の生産に取り組むことが重要です。

【農業振興課地域支援係】  
214・8334

### 水稲育苗ハウスを活用した果樹栽培の取り組みを行っています

さんだい農業園芸センターみどりの杜では、農業収入の向上に関する試みとして、「育苗ハウス」を活用した果樹栽培の実証を行っています。育苗期以外の期間（主に夏・冬）、イチジクやブドウの栽培によって収益を確保し、農業収入の増加につなげていくものです。現地では栽培の様子や取り組み内容をご紹介しますので、お気軽にお越しください。



▲ハウス内でのイチジク栽培の様子

◆対象 市内在住の農業者など  
◆見学方法

左記へ直接お電話ください  
【仙台ターミナルビル棟】

荒井事業所

762・9688

**6次産業化への支援**

■6次産業化に関する専門家を派遣します

パッケージデザイン、HPの作成、商品等のチラシ作成、販促のための装飾、レシピ開発、販路拡大などに関する指導や助言を行う専門家を派遣します。

対象者	・認定農業者 ・農地所有適格法人 ・農業者3戸以上で構成する任意団体 ・保健所の営業施設の許可・登録を取得している農業者
費用	無料
派遣回数	年度内5回まで

■6次産業化に必要な経費を補助します

農産物の加工製造・販売に必要な機材等の購入費用や、商品開発・販路拡大に必要な費用の一部を補助します。  
それぞれの詳細は、左記へお問い合わせください。

【農政企画課農食ビジネス推進室  
214-8266】

対象者	・認定農業者、認定新規就農者 ・農地所有適格法人 ・保健所の営業施設の許可・登録を取得している農業者 上記のうち市や国、県の6次産業化の人材育成講座や専門家派遣等を利用している方、もしくは今年度中に利用する予定の方	
補助対象経費	農産物の加工製造・販売に必要な機材等の購入費用 (例)・加工製造機械 (野菜乾燥機、真空包装機等) ・販売機材 (ショーケース、レジスター等)	商品開発・販路拡大に必要な費用 (例)・マーケティング費 (調査費、展示会への出展費、旅費等) ・パッケージ開発費 (デザイン、ネーミング開発費等)
補助率	経費の1/2以内(上限100万円)	経費の1/2以内(上限10万円)



▲レクリエーション農園の様子

**レクリエーション農園(市民向け貸し農園)の開設・運営を支援しています**

市では、潤いとやすらぎを求める市民のニーズに答え、農業への理解を深めていただくため、レクリエーション農園の開設や運営を支援しています。  
市政だよりや市ホームページ等で、利用希望者への情報発信を行っていただきますので、掲載をご希望の方はご連絡ください。  
また、新たにレクリエーション農園を開設する場合や修繕を行う場合には、経費の一部助成を行っています。

対象経費	土地整備費、井戸工事費、看板設置費、駐車場整備費、休憩所及びトイレ設置費 等
上限額	経費の1/2以内で 開設：30万円 修繕：15万円 (ただし、予算の範囲内とする)
要件	概ね10a以上の農園面積であること、入園契約等を締結すること、修繕の場合は過去にこの助成を受けていないこと 等

なお、農振農用地区域内での開設は難しい場合もありますので、詳しくは左記までお問い合わせください。

【農政企画課農食ビジネス推進室  
214-8266】